

## 流山市新型コロナウイルス感染症対策条例

### (目的)

第1条 この条例は、本市における新型コロナウイルス感染症対策の強化を図り、市民等の生命及び健康を保護し、並びに市民生活及び市民経済に及ぼす影響が最小となるようにすることを目的とする。

### (定義)

第2条 この条例において使用する用語の意義は、新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号）において使用する用語の例による。

2 この条例において「市民等」とは、市民並びに市内で働く者及び就学する者並びに市内の自治会、NPO及び事業者をいう。

3 この条例において「保健医療等関係者」とは、保健、医療等に従事する者であって、感染症に関する業務を行うもの及びこれらのものが属する団体をいう。

### (市の責務)

第3条 市は、新型コロナウイルス感染症のまん延を防止するため、新型コロナウイルス感染症対策を的確かつ迅速に実施するとともに、新型コロナウイルス感染症に関する適切な情報発信に努めなければならない。

2 市は、国、千葉県、議会、市民等、保健医療関係者その他の関係団体と緊密な連携の下に新型コロナウイルス感染症対策に取り組まなければならない。

### (議会の責務)

第4条 議会は、議会活動を通して市の新型コロナウイルス感染症対策の取組が適切に実施されるよう、新型コロナウイルス感染症対策に関する施策について監視及び評価を行うものとする。

2 議会は、市民等の声が反映された新型コロナウイルス感染症対策に関する施策が推進されるよう、市との連携の下に新型コロナウイルス感染症対策に取り組まなければならない。

### (市民等の役割)

第5条 市民等は、新型コロナウイルス感染症の予防に努めるとともに、新型コロナウイルス感染防止対策に協力するよう努めなければならない。

2 市民等は、新型コロナウイルス感染症に関する適切な知識を持つとともに、新型コロナウイルス感染症の拡大の防止に十分に注意を払うよう努めなければならない。

3 市民等は、新型コロナウイルス感染症にり患していること、又はり患している恐れがあること等を理由に、不当な差別的扱いや誹謗中傷を行ってはならない。

(支援等)

第6条 市長は、新型コロナウイルス感染症対策を実施するに当たり、市民等に対して、必要な支援を的確かつ迅速に行うよう努めるものとする。

(その他)

第7条 この条例に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期間)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(この条例の失効)

2 この条例は、新型インフルエンザ等対策特別措置法附則第1条の2第1項の政令で定める日限り、その効力を失う。